

新城市産業自治基本計画(案)パブリックコメント実施結果

	提出された意見	意見に対する市の考え
1	<p>今から5年間ほどになりますが、前・穂積市長時代に新城市福祉円卓会議のアドバイザーを務め、併せて自分が勤務する社会福祉法人新城福祉会の新年の集い(2020年1月)の市長講和で、「福祉は産業になり得るか?」と問われた一人の市内福祉従事者、そして一人の新城市民としてパブリックコメントに参加させていただきます。</p> <p>福祉・介護というものが産業、とりわけ地方圏ではその就業者数からして基幹的産業ともいえる様相を呈しているの、量的には基幹産業になり得るといえるか、既にそのようになってきているという認識が新城市においても必要ではないでしょうか。これは一つの例ですが、自治体の産業振興プランで、サービス業の一つとして、福祉が取り上げられているものがありました。具体的には静岡市の産業振興プランです。「サービス業における事業所数及び従業者数は、減少傾向となっておりますが、高齢化の進行を反映して医療・福祉分野では増加しています。また、売上(収入)金額についても、特に、医療・福祉分野については大幅に増加しており…」(第三次静岡市産業振興プランp28)と記述されています。そのような前置きをして以下、新城市産業自治基本計画(案)全体に対して、意見を述べます。</p> <p>まず産業についての定義ですが、次のように解釈しておきます。日本標準産業分類(平成14年3月改定)では福祉を産業としています。「この産業分類という産業とは、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動をいう。これには、営利的・非営利的活動を問わず、農業、建設業、製造業、卸売業、小売業、金融業、医療、福祉、教育、宗教、公務などが含まれる。なお、家庭内においてその構成員が家族を対象として行う生産・サービス活動は、ここでいう産業には含めない。」ここには明確に福祉も産業であると書かれていて、福祉も社会的な分業として行われるサービスの提供に係る経済活動なのです。さらに生成AI(Chat GPTなど)にも問いかけてみて下さい。間違いなく福祉・介護は産業として認識されています。</p> <p>かつてのように福祉・介護が措置時代であれば、上記のように定義されていても産業という認識には大きな違和感がありましたが、介護保険制度、障害者支援費制度、障害者自立支援法、障害者</p>	<p>貴重なご意見をありがとうございます。</p> <p>ご意見のとおり、高齢化と過疎化が進む地方圏では福祉・介護は現状に加え、将来的にも量(就業者数)的に主要産業の一角を成すのが避けられないことが全国的な傾向と認識しています。</p> <p>しかし、福祉分野全体の基本的方針を示す現在の「新城市地域福祉計画」において、産業としての位置付けがなされていないために、本計画案においても介護を含めた福祉全般を産業として認識してはいるものの、具体的な方針を示すことができていないのが実状です。</p> <p>これは、計画策定や条例制定時期のズレから生じたもので先に計画として確定している「新城市地域福祉計画」の見直し無くして、遅れて策定される本計画案で介護を含めた福祉全般を産業として位置付を明記することはそれぞれの本市の計画としての一貫性や整合性の面で困難であることをご理解いただきたいと存じます。</p> <p>したがって、介護を含めた福祉全般の人材育成及び人員確保等を人口減少・高齢化・過疎化・少子化社会における地域課題として捉え、次期の「新城市地域福祉計画」に具体的に反映されるよう、調整を図っていきたく考えます。</p> <p>また、それまでの間の暫定的な対応として、現状の</p>

総合支援法と、福祉・介護がサービスの利用契約制度となり、併せて福祉・介護サービス事業の提供主体も株式会社や有限会社などの営利企業も参入することが可能となった今、福祉・介護を産業と認識することに大きな違和感はなくなったのではないのでしょうか。しかしながら、質的な側面から福祉・介護を生業としていけるのか問われると、報酬も職員の配置基準も国の制度(省令、通知など)によって決められていて、自立的に資金力を上げられない構造となっている為、産業としての力不足は否定できません。だからこそ、国の政策として限界があるのならば、地方自治の政策として、とりわけ地方圏で少子高齢化が急加速する市町村では産業として位置付け、産業振興の一つの対象とすることが必要ではないのでしょうか。少子高齢化、とりわけ高齢者人口の増大における課題は近い将来、大都市圏で大問題となっていきます。その意味では地方圏(高齢者人口は大都市圏よりも先に減少に転じます。もちろん、既に減少に転じている自治体は複数あります)は課題先進地とも言えます。だからこそ、地方発でこの課題に取り組む自治体が出てくることには大きな意義があると思います。

新都市には「新都市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」という、全国的にも類い稀な条例があり、現在その条例に基づき具体的な福祉従事者支援施策が推進されています。だからこそ、新都市が福祉・介護を産業として位置付け、それを育てていくことは、まさしくこの条例の施策推進に合致するものだと思います。

今、あらゆる産業分野で人手不足が深刻な問題となってきています。中でも福祉・介護業界の人手不足は極めて深刻です。一部介護分野ではもう手遅れかもしれないという声も聞かれ、東南アジアからの技能実習生の利活用を始めていますが、2030年、2040年に向かい、それでも追いつかなくなるという不安があります。よって将来、地方圏で福祉・介護が機能しなくなる可能性があります。これは生産労働年齢の人たちの暮らしと働き方を直撃します。親の介護や障害児を含む子育て支援、さらにはストレスフルな社会でメンタルを痛めた生産労働年齢の人たちのケアなど、誰もが我が事になり得る可能性があります。もしそのような当事者になった時に、福祉・介護から十分な支援や介護の手が届かなかったら、少なからぬ市民は生産労働に従事できなくなり、地域経済はさらに低迷していきます。このように考えると、福祉・介護を産業として位置付け、振興策を持つことは地域経済のリスクマネジメントにも繋がります。これは誰もが分かる当たり前の理屈です。もちろん国は今、地域共生社会という御旗の下、誰もが役割を持ち、支え合う地域社会づくりを推

「新都市地域福祉計画」に基づき実施される事業等について、産業としての視点を取り入れられるよう努めて参ります。

進っていますが、最後のセーフティネットとしての専門家である福祉・介護事業への需要は増えることはあっても、当面、減ることはありません。

前述の「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」、いわゆる「支える人を支えるまちづくり」に話を戻しますが、新城市産業自治基本計画の中に、障がい者や高齢者の雇用の場の創出支援だけでなく、健康福祉部と連携、協力して福祉・介護の従事者を応援するために、福祉・介護事業を産業として位置付け、福祉・介護事業者への支援策を盛り込んでいく新城市産業自治基本計画にするのが良いと思います。具体的な支援策は「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」の逐条解説の中に謳われていますので、それを適切に引用、アレンジして行くことが近道です。その際には健康福祉部との協働作業が求められます。同時に原案では「農業」、「観光」、「森づくり」、「その他広く産業に関係すること」と大きく4分類されていますが、大胆ではありますが、もう一つ「福祉・介護」という柱を立てたらどうでしょうか。類似課題に喘ぐ自治体はとても興味関心を寄せてくると思います。

もちろん、福祉・介護を本計画の対象として位置付けたからと言って、人手不足等の課題が直ぐに解決することはありません。しかし、行政のスタンス、意識が変化すれば、それは必ず福祉・介護事業者、福祉・介護従事者、そして市民に届きます。そして、変化した意識の伝播が始まります。その意識の変化の中で、AI とロボットの活用を積極的に推し進める産業分野とも連動した動きが加速していくでしょう。

日本は外圧により 30 年近く続いたデフレから一挙にインフレとなり、円安の中、円の価値は下がりました。国の政策の後追いだけでは、地方の独自性は生かされず、地域経済は衰退していきま。今こそ、類い稀な「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」を産業自治基本計画に反映させ、それを健康福祉部へもフィードバックしていきましょう。

産業振興部は福祉・介護を産業として位置付け、健康福祉部は福祉・介護を産業だと認識することができれば、名実ともに「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」が新城市の大きな強みになっていくのではないのでしょうか。